

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 四葉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人四葉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等に対しては、報酬等を支給するものとする。

- 2 理事長の報酬等は、別表1に定める上限額の範囲内で、理事会において決定するものとする。
- 3 その他の理事及び監事の報酬は、別表2に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長の報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日の場合は給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
 - (3) 退職慰労金については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 その他の理事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営の為に業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により費用を支給することができる。

(特別功労金の支給)

第6条 法人運営に関して特別な功績等が認められる役員に対し、理事会の議決を得て、特別功労金を支給することができる。また、特別功労金の額については、一人当たり1,000,000円の上限額の範囲内で理事会の議決によって定めるものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもつて、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月21日より適用し、同日前については、なお従前の例による。

別表1

(1) 理事長の報酬(賞与を含む)の上限額

役職名	報酬(賞与を含む)の上限額
理事長	5,000,000円

(2) 理事長退職慰労金(上限額)

$$\text{役員退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任月数} \times \text{係数}(10/100 \sim 30/100)$$

別表2 その他の理事及び監事の報酬

区 分	日 額
理事会への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3 評議員の報酬

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円